

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2010-253233
(P2010-253233A)

(43) 公開日 平成22年11月11日(2010.11.11)

(51) Int.Cl.

A47B 67/00 (2006.01)
A47G 1/04 (2006.01)

F 1

A 47 B 67/00
A 47 B 67/00
A 47 G 1/04

テーマコード(参考)

3 B 1 1 1

501 B
502 A
A

審査請求 有 請求項の数 6 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2009-135888 (P2009-135888)
 (22) 出願日 平成21年6月5日 (2009.6.5)
 (31) 優先権主張番号 特願2009-91003 (P2009-91003)
 (32) 優先日 平成21年4月3日 (2009.4.3)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(71) 出願人 591149838
 半妙 太一
 大阪府阪南市さつき台1丁目5番3号
 (74) 代理人 100074206
 弁理士 鎌田 文二
 (74) 代理人 100084858
 弁理士 東尾 正博
 (74) 代理人 100112575
 弁理士 田川 孝由
 (72) 発明者 半妙 太一
 大阪府阪南市さつき台1丁目5番3号
 F ターム(参考) 3B111 AD05

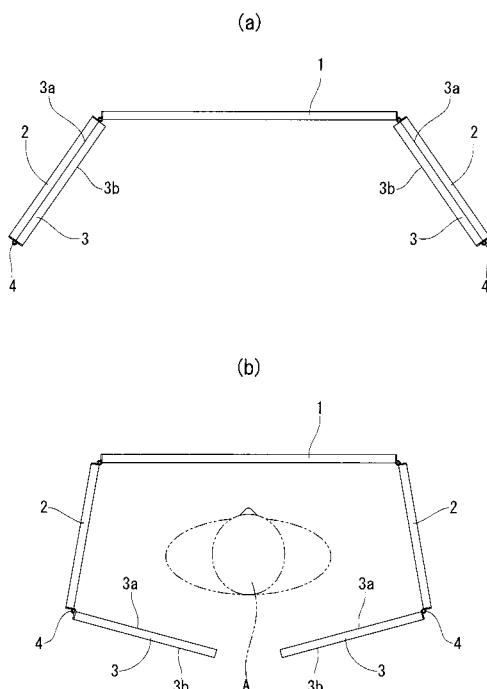
(54) 【発明の名称】鏡台

(57) 【要約】

【課題】背面を映す背面鏡を、適切な位置に簡単に設定でき、見栄えよく収納できる鏡台を提供することである。

【解決手段】正面鏡1の両側に、正面鏡1側を回動中心として垂直軸の回りに回動する袖板部材としての袖鏡2を設け、袖鏡2の正面鏡1と反対側に、袖鏡2側を回動中心として垂直軸の回りに回動して、袖鏡2の表面側へ重ねるように折り畳まれ、拡げられるように回動されたときに、正面鏡1側に向けられる表面3aを鏡面とする背面鏡3を設けることにより、袖鏡2と背面鏡3を正面鏡1とで横断面が略コ字状を形成するように回動させて、背面を映す背面鏡3を適切な位置に簡単に設定できるようにするとともに、背面鏡3を袖鏡2に重ねるよう折り畳んで見栄えよく収納できるようにした。

【選択図】図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

正面鏡の少なくとも片側に、正面鏡側を回動中心として垂直軸の回りに回動し、両側辺が平行な平板状の袖板部材を設け、この袖板部材の前記正面鏡と反対側に、袖板部材側を回動中心として垂直軸の回りに回動して、前記袖板部材の表面側または裏面側へ重ねるように折り畳まれ、抜けられるように回動されたときに、前記正面鏡側に向けられる表面を鏡面とする背面鏡を設けた鏡台。

【請求項 2】

前記背面鏡を前記折り畳まれる袖板部材の表面側または裏面側に沿って水平方向へスライドさせる手段を設け、前記背面鏡を前記袖板部材の前記正面鏡と反対側へ引き出して回動させるようにした請求項 1 に記載の鏡台。 10

【請求項 3】

前記背面鏡を、前記袖板部材の表面側または裏面側へ重ねるように、水平方向に折り畳まれる 1 枚または複数枚の折り畳み部材を介して、前記袖板部材に取り付けた請求項 1 に記載の鏡台。

【請求項 4】

前記背面鏡を前記袖板部材よりも小さい面積のものとし、前記袖板部材の上部に重ねるように折り畳むようにした請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載の鏡台。

【請求項 5】

前記袖板部材を、回動されたときに前記正面鏡側に向けられる表面を鏡面とする袖鏡とした請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載の鏡台。 20

【請求項 6】

前記背面鏡を、前記袖鏡に取り付け可能な取り付け部品とした請求項 5 に記載の鏡台。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、背面を見るようにした鏡台に関する。

【背景技術】**【0002】**

独立した鏡台や、洗面台、家具等に組み込まれた鏡台には、正面を見るための正面鏡のみを有するものと、側面も見えるように、正面鏡の片側または両側に、垂直な回動軸の回りに回動可能な袖鏡を設けたものがある。これらの鏡台の前で背面を見るときは、片手に背面を映すように手鏡を持って、手鏡に映る背面を正面鏡で見るようになっていた。このため、片手に手鏡を持つために、背面側の髪や服装等の手入れを自由な姿勢で行うことができず、手鏡を持つ手も疲れやすい問題があった。 30

【0003】

このような問題に対して、背面側に独立に設置された鏡台（例えば、特許文献 1 参照）や、鏡台に屈曲節を有する回動自在な自在アームを介して補助鏡を取り付け、この補助鏡を背面側へ移動可能としたもの（例えば、特許文献 2、3 参照）が提案されている。 40

【先行技術文献】**【特許文献】****【0004】**

【特許文献 1】実開昭 59 - 7646 号公報

【特許文献 2】実公昭 42 - 12619 号公報

【特許文献 3】実開昭 49 - 123099 号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

特許文献 1 に記載された独立した背面鏡台は、使用時に鏡台の前へ持ち運ぶ必要がある

10

20

30

40

50

とともに、不使用時の収納場所を必要とする問題がある。

【0006】

特許文献2、3に記載された自在アームを介して補助鏡を取り付けた鏡台は、このような問題はないが、不使用時に自在アームを折り畳んでも、平面的な鏡台に見栄えよく補助鏡を収納することができない問題がある。また、自在アームを屈曲させたり、回動させたりして、補助鏡を3次元的に移動させるので、背面を映す補助鏡を適切な位置に設定するのが難しい問題もある。

【0007】

そこで、本発明の課題は、背面を映す背面鏡を、適切な位置に簡単に設定でき、見栄えよく収納できる鏡台を提供することである。

10

【課題を解決するための手段】

【0008】

上記の課題を解決するために、本発明の鏡台は、正面鏡の少なくとも片側に、正面鏡側を回動中心として垂直軸の回りに回動し、両側辺が平行な平板状の袖板部材を設け、この袖板部材の前記正面鏡と反対側に、袖板部材側を回動中心として垂直軸の回りに回動して、前記袖板部材の表面側または裏面側へ重ねるように折り畳まれ、拡げられるように回動されたときに、前記正面鏡側に向けられる表面を鏡面とする背面鏡を設けた構成を採用した。

【0009】

すなわち、正面鏡の少なくとも片側に、正面鏡側を回動中心として垂直軸の回りに回動し、両側辺が平行な平板状の袖板部材を設け、この袖板部材の正面鏡と反対側に、袖板部材側を回動中心として垂直軸の回りに回動して、袖板部材の表面側または裏面側へ重ねるように折り畳まれ、拡げられるように回動されたときに、正面鏡側に向けられる表面を鏡面とする背面鏡を設けることにより、袖板部材と背面鏡を正面鏡とで横断面が略コ字状を形成するように回動させて、背面を映す背面鏡を適切な位置に簡単に設定できるようになるとともに、背面鏡を袖板部材に重ねるように折り畳んで見栄えよく収納できるようにした。

20

【0010】

前記背面鏡を前記折り畳まれる袖板部材の表面側または裏面側に沿って水平方向へスライドさせる手段を設け、前記背面鏡を前記袖板部材の前記正面鏡と反対側へ引き出して回動させることにより、正面鏡の前に十分なスペースを開けて、背面を映す背面鏡の位置を設定することができる。

30

【0011】

前記背面鏡を、前記袖板部材の表面側または裏面側へ重ねるように、水平方向に折り畳まれる1枚または複数枚の折り畳み部材を介して、前記袖板部材に取り付けることによつても、折り畳まれる折り畳み部材を水平方向に展開させ、正面鏡の前に十分なスペースを開けて、背面を映す背面鏡の位置を設定することができる。

【0012】

前記背面鏡を前記袖板部材よりも小さい面積のものとし、前記袖板部材の上部に重ねるように折り畳むようにすることにより、背面鏡をコンパクトに形成して、背面を見ることが多い頭部等の身体の上部を映すものとすることができます。

40

【0013】

前記袖板部材は、回動されたときに前記正面鏡側に向けられる表面を鏡面とする袖鏡とすることができる。

【0014】

前記背面鏡を、前記袖鏡に取り付け可能な取り付け部品とすることにより、袖鏡を有する既存の鏡台を利用して、上述した背面鏡を設けた鏡台とすることができます。

【発明の効果】

【0015】

本発明の鏡台は、正面鏡の少なくとも片側に、正面鏡側を回動中心として垂直軸の回り

50

に回動し、両側辺が平行な平板状の袖板部材を設け、この袖板部材の正面鏡と反対側に、袖板部材側を回動中心として垂直軸の回りに回動して、袖板部材の表面側または裏面側へ重ねるように折り畳まれ、拡げられるように回動されたときに、正面鏡側に向けられる表面を鏡面とする背面鏡を設けたので、背面を映す背面鏡を適切な位置に簡単に設定できるとともに、背面鏡を見栄えよく収納することができる。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】第1の実施形態の鏡台を示す外観斜視図

【図2】aは図1の背面鏡を袖鏡の表面側に折り畳んだ状態を示す横断面図、bはaの背面鏡を拡げた状態を示す横断面図

10

【図3】第2の実施形態の鏡台を示す外観斜視図

【図4】aは図3の袖鏡の裏面側に折り畳んだ背面鏡を示す正面図、bはaの背面鏡を袖鏡の裏面側から引き出した状態を示す正面図

【図5】aは図3の背面鏡を袖鏡の裏面側に折り畳んだ状態を示す横断面図、bはaの背面鏡を拡げた状態を示す横断面図

【図6】aは第3の実施形態の鏡台の背面鏡を袖鏡の裏面側に折り畳んだ状態を示す横断面図、bはaの背面鏡を拡げた状態を示す横断面図

【発明を実施するための形態】

【0017】

以下、図面に基づき、本発明の実施形態を説明する。図1および図2は、第1の実施形態を示す。この鏡台は、図1に示すように、正面鏡1の両側に、正面鏡1側を回動中心として垂直軸の回りに回動し、両側辺が平行な平板状の袖板部材としての袖鏡2を設けた既存の3面鏡を利用したものであり、両方の袖鏡2の正面鏡1と反対側に、袖鏡2側を回動中心として垂直軸の回りに回動する背面鏡3が取り付け部品として取り付けられている。

20

【0018】

前記背面鏡3は、図2(a)に示すように、袖鏡2の正面鏡1と反対側の端面に蝶番4で取り付けられ、袖鏡2の表面側へ重ねるように折り畳まれるようになっており、表面3aと裏面3bの両方が鏡面とされている。したがって、袖鏡2の表面側へ重ねられたときには、背面鏡3の裏面3bが3面鏡の袖鏡の役割をするようになっている。

30

【0019】

図2(b)は、前記袖鏡2と背面鏡3を正面鏡1とで横断面が略コ字状を形成するよう回動させた状態を示す。この状態で、正面鏡1側に向けられる背面鏡3の表面3aに、鏡台の前の人Aの背面が映される。

【0020】

上述した第1の実施形態では、3面鏡の両側の袖鏡2に背面鏡3を取り付けたが、いずれか一方の袖鏡2のみに背面鏡3を取り付けることもでき、3面鏡を片側のみに袖鏡2を有する2面鏡とすることもできる。

【0021】

図3乃至図5は、第2の実施形態を示す。この鏡台は、図3に示すように、正面鏡1の片側に、正面鏡1側を回動中心として垂直軸の回りに回動する袖板部材としての袖鏡2を設け、この袖鏡2の正面鏡1と反対側に、袖鏡2側を回動中心として垂直軸の回りに回動する背面鏡3を設けたものである。

40

【0022】

前記背面鏡3は、図4(a)および図5(a)に示すように、袖鏡2よりも小さい面積のものとされ、袖鏡2の裏面側に沿って水平方向へスライドさせる上下一対のスライドバー5の先端に取り付けられた垂直な軸部材6に、軸部材6に回動可能に外嵌されたヒンジ7で取り付けられている。したがって、スライドバー5を袖鏡2の裏面側へ押し込んで、背面鏡3を回動させることにより、背面鏡3を袖鏡2の裏面側の上部へ重ねるように折り畳むことができる。この背面鏡3は、表面3aのみが鏡面とされており、各スライドバー5は、袖鏡2の裏面に設けられたガイド溝8に案内されてスライドするようになっている

50

。また、軸部材 6 には、スライドバー 5 を引き出すための把手 9 が取り付けられている。

【0023】

図4(b)は、前記スライドバー 5 をスライドさせて、背面鏡 3 を袖鏡 2 の裏面側から引き出した状態を示す。ガイド溝 8 の正面鏡 1 と反対側の部分には、スライドバー 5 を抱え込むように内向きに張り出す底部 8a が設けられ、スライドバー 5 の基端にはガイド溝 8 から突出する突出部 5a が設けられており、この突出部 5a が底部 8a の端に係止されて、スライドバー 5 は 2 / 3 程度の長さが引き出し可能とされている。

【0024】

図5(b)は、前記袖鏡 2 の裏面側から引き出した背面鏡 3 を軸部材 6 の回りに回動させて、袖鏡 2 およびスライドバー 5 と背面鏡 3 を正面鏡 1 とで横断面が略コ字状を形成するようにした状態を示す。背面鏡 3 は、表面 3a が軸部材 6 の把手 9 に当接されて、回動位置を位置決めされている。この状態で、正面鏡 1 側に向けられる背面鏡 3 の表面 3a に、鏡台の前の人 A の上部の背面が映される。この実施形態では、背面鏡 3 がスライドバー 5 によって人 A の後方に引き出されるので、正面鏡 1 との間に人 A が介在する十分なスペースが開けられる。

10

【0025】

図6(a)、(b)は、第3の実施形態を示す。この鏡台は、第1の実施形態のものと同様に、正面鏡 1 の両側に袖鏡 2 を設けた既存の3面鏡を利用したものである。各袖鏡 2 の正面鏡 1 と反対側には、垂直軸の回りに回動して袖鏡 2 の裏面側へ水平方向に折り畳んで重ねられる折り畳み部材 10 が蝶番 4a で取り付けられ、これらの折り畳み部材 10 の展開先端側に、垂直軸の回りに回動して袖鏡 2 の裏面側へ折り畳まれる背面鏡 3 が蝶番 4b で取り付けられており、折り畳み部材 10 と背面鏡 3 が取り付け部品とされている。

20

【0026】

この実施形態では、図6(b)に示すように、折り畳み部材 10 と背面鏡 3 を袖鏡 2 の裏面側から展開することにより、正面鏡 1 側に向けられる背面鏡 3 と正面鏡 1 との間に、人 A が介在する十分なスペースが開けられる。なお、各背面鏡 3 は、人 A の背面に向けられる表面 3a のみが鏡面とされ、各折り畳み部材 10 は、人 A に向けられる内側面が鏡面 10a とされている。また、袖鏡 2 、背面鏡 3 および折り畳み部材 10 の幅寸法は同一寸法とされている。

30

【0027】

第3の実施形態では、袖鏡の裏面側へ折り畳まれる折り畳み部材を1枚としたが、2枚以上の折り畳み部材をヒンジ等で水平方向に展開可能に連結し、これらの複数枚の折り畳み部材を介して、背面鏡を袖鏡の裏面側または表面側へ折り畳むように取り付けることができる。また、袖鏡、背面鏡および折り畳み部材の幅寸法を同一寸法に合致させたが、これらの幅寸法は互いに異なる寸法としてもよい。

【符号の説明】

【0028】

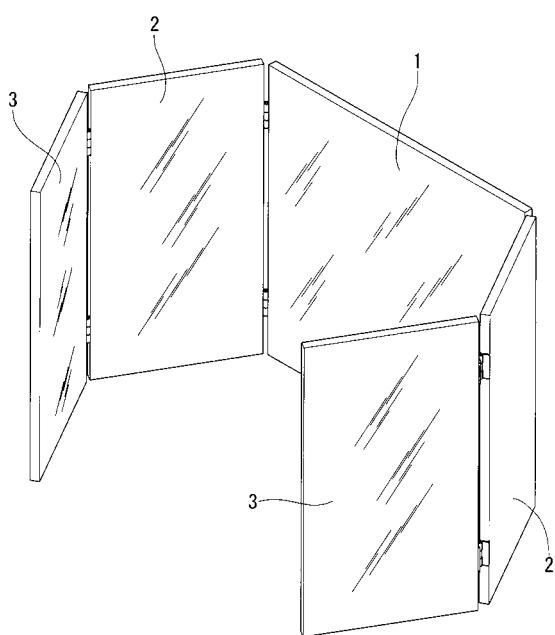
- 1 正面鏡
- 2 袖鏡
- 3 背面鏡
- 3a 表面
- 3b 裏面
- 4、4a、4b 蝶番
- 5 スライドバー
- 5a 突出部
- 6 軸部材
- 7 ヒンジ
- 8 ガイド溝
- 8a 底部
- 9 把手

40

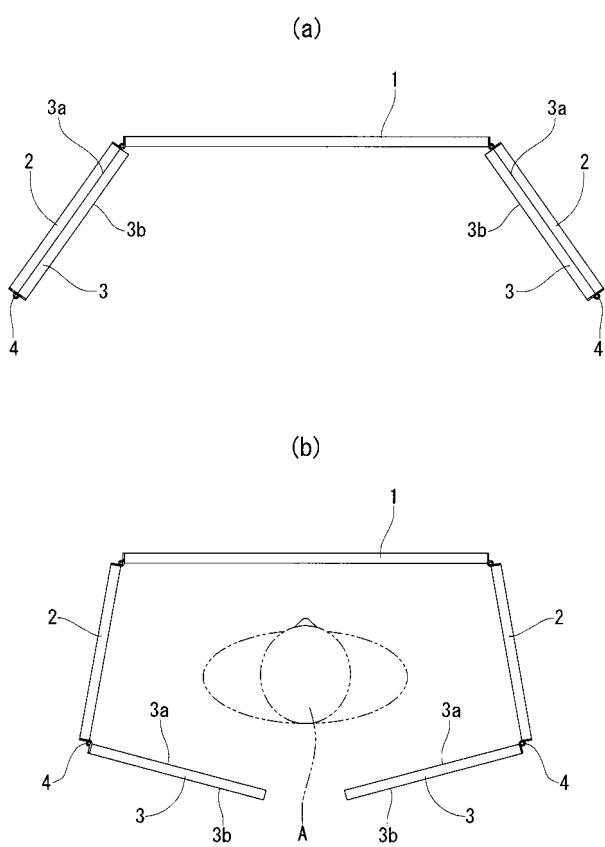
50

10 折り畳み部材
10a 鏡面

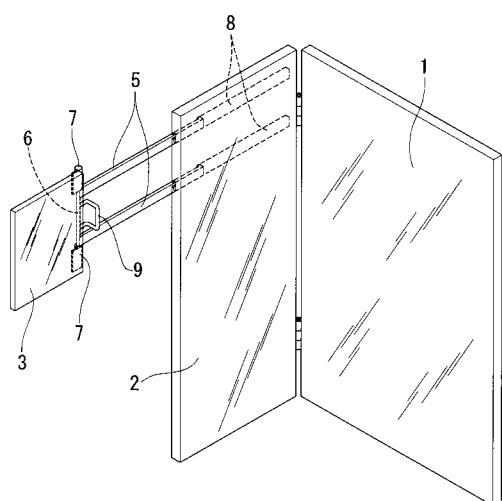
【図1】



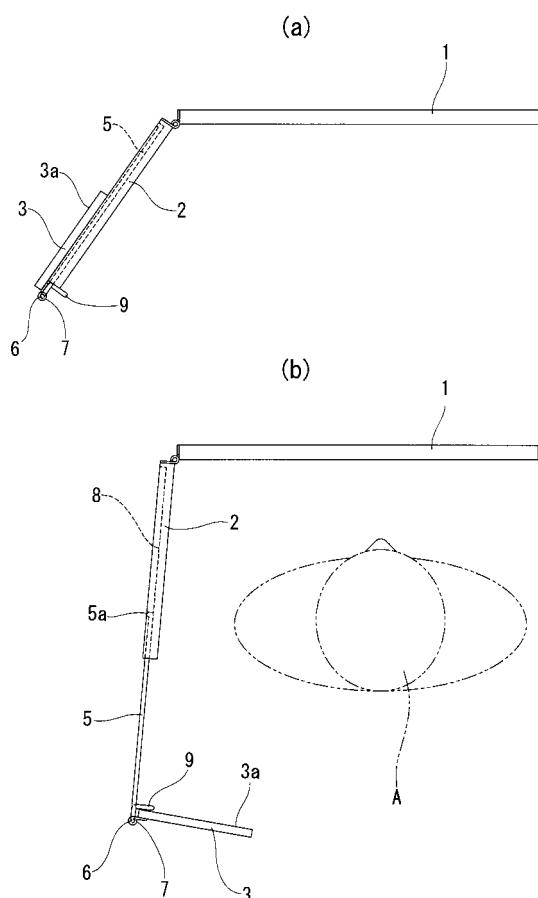
【図2】



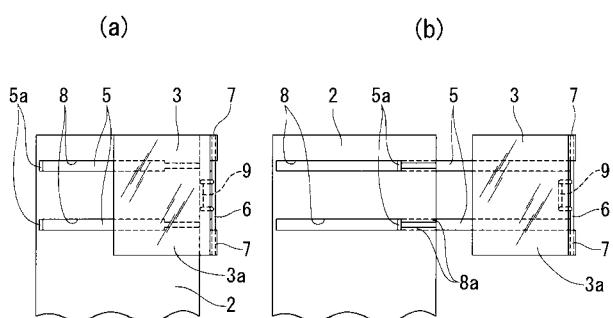
【図3】



【図5】



【図4】



【図6】

